

第 26 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 8 月 26 日)

1. 開催日時 令和4年8月26日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 14名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2		3	松田宗史
4	牧野博文	5		6	林早苗
7		8		9	高橋正二
10		11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畠志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 5名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8		9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14		15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19		20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 156 号 農地法第3条 貸借権の設定について
議案 第 157 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 158 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
議案 第 159 号 農地法第4条の許可申請について
議案 第 160 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 161 号 非農地証明願いについて

報告 第 99 号 農地法第4条の届出について
報告 第 100 号 農地法第5条の届出について
報告 第 101 号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第 102 号 農地法第3条の3第1項の届出について
報告 第 103 号 農地の賃借料情報の提供について

協議 第 36 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	工藤敬洋	局長補佐兼農地係長	太田康晶	農政係長	松田真寿代
農地係主査	甲斐正紀	農地係主任主事	清田則生	農政係主事	永倉由貴
北方産業建設課主査	堀川裕貴	北浦産業建設課専門主事	梅田勝徳	北川産業建設課副主査	松山義秋

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願ひ致します。
議長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第26回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 14 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p> <p>本日の議事録署名委員は、委員番号9番 高橋正二委員と委員番号 12 番 星川千鶴代委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 156 号 農地法第3条賃借権の設定についてから議案第 161 号 非農地証明願いについてまでの議案6件、報告案件5件、協議案件1件となっております。議案書の確認をお願い致します。</p>
議長	それでは、議案第 156 号 農地法第3条賃借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、大戸委員が欠席のため、松原学農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
松原推進委員	整理番号1番について説明致します。所在は北浦町古江、畠4筆で合計面積は 3,273 m ² です。貸人は北浦町古江在住、借人は北浦町古江の有限会社です。8月22日に大戸委員と私、借受人の関係者2名の立ち会いのもと、現地確認を行いました。地域との調和要件等すべてにおいて特に問題ないと思います。また、借受人は新規就農で原木椎茸の栽培を始めたいとのことでした。皆様のご審議をお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局よりご説明いたします。 <u>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。</u> ただいま松原推進委員よりご説明がありましたとおり、借受人である企業は事業の多角化により新規で農業に進出する企業となっております。通常原木椎茸は山林で栽培することが多いのですが、本件については農地を借り、そこに寒冷紗を設置して栽培する計画ということです。新規の参入という上で、技術的な面につきましては、今後県主催の研修会に参加して知識、技術の習得を行うということです。また、雇用の拡大も含め計画しているとのことです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
片伯部委員	17番の片伯部です。借受人が有限会社の取締役となっていますが、今後農地の取得が可能となるという理解でよろしいですか。最近企業が農業に参入する条件が緩和されている

	よなので、その条件などの説明をお願いします。
事務局	<p>今回のケースについてまずご説明致します。</p> <p>借受人である企業は主に土木業を行っている企業です。基本的に一般企業は農地を所有することはできませんが、賃貸借、使用貸借で農地を借りることは可能です。ただし、解除条件という条件付きの契約となります。解除条件とは、借り人が農地を耕作せず耕作放棄状態となったら直ちに農地を所有者に返すという条件です。</p> <p>農地を所有できる企業の条件等につきましては、農地を所有することができる法人のことを農地所有適格法人といふのですが、この農地所有適格法人であることが条件となっております。この農地所有適格法人と認められる条件については、その法人の売り上げの50%以上が農業関連事業の売り上げであること、法人の議決権について、農業に常時従事する役員の議決権が2分の1以上であること、といったものがあり、これを満たすことができれば、法人名義で農地を所有することが可能となります。また、賃貸借契約についても一般の企業と違い解除条件なしで契約をすることができ、税制上の優遇もあります。</p> <p>この農地所有適格法人は年に1回、事業年度終了後に農業委員会に事業報告書の提出をすることになっております。報告の内容については収支状況や農作物の栽培状況、役員の状況等となっております。以上です。</p>
片伯部委員	今回の借り人は、会社ではなく代表者個人が借り人となるということですか。
事務局	今回は会社で借りる形になります。議案書の表記上、代表者の氏名を記載しておりますが、賃貸借は会社が行うということになります。
議長	他にございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
甲斐(詳)推進委員	続きまして議案第157号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、緒方委員が欠席のため、甲斐詳三農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
議長	推進委員の甲斐です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は北方町二股、田3筆で合計面積は570m ² です。譲渡人、譲受人ともに北方町在住の方です。8月23日に緒方委員、譲受人、私の3人で現地調査を行いました。申請農地は譲受人が耕作している土地の隣接地であり、譲渡人と売買の話がまとまったため今回の申請を行うものです。申請理由は経営規模拡大で、譲受人の農業に対する経験や意欲は十分なものであり、地域との調和要件も特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願い致します。
松田(宗)委員	次に、整理番号2番および3番について、松田純二委員が欠席のため、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
	委員番号3番の松田です。整理番号2番についてご説明致します。所在は夏田町、田が

	<p>1筆の790 m²です。譲渡人は夏田町在住の方、譲受人は桜ヶ丘在住の方です。理由は経営規模拡大です。8月 25 日に私と久富推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。譲受人はハウスできゅうりを栽培しており、隣接地に3反ほど借りて栽培を行っておりますが、さらに規模を拡大したいとのことで、今回農地の取得を行う申請をしました。今後も規模を拡大していく予定とのことです。年齢も若く意欲的で地域の担い手として成長が期待できる方だと思いますので、問題ないと思います。また、申請地周辺は農道が狭いため、軽トラックを駐車するスペースなどは側溝に蓋をするなど工夫して通行の妨げにならないような配慮をするよう伝えました。地域との調和要件など問題ないと思いますので、ご審議をお願い致します。</p> <p>続きまして整理番号3番についてご説明致します。所在は祝子町、田が2筆、合計面積は799 m²です。譲渡人は祝子町の有限会社、譲受人は祝子町在住の方で、同じ有限会社の代表者です。</p> <p>申請農地は譲受人が農業を始める際に有限会社を立ち上げた時に取得した農地であります、経理上の処理が煩雑で簡素化したいため、個人の名義に変えたいということでの申請です。農地はこれまでどおり譲受人が農地として適正に利用するため、何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号4番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	<p>委員番号9番、高橋です。整理番号4番についてご説明致します。所在は下伊形町、畑が1筆、面積は 300 m²です。譲渡人、譲受人ともに下伊形町在住の方です。理由は経営規模拡大です。現地調査を8月 20 日に譲受人、高橋利喜哉推進委員と私の3人で行いました。申請農地は、以前みかん畠として利用されていた様で、現在は雑草が少し生えていましたが特に荒れている状態ではありませんでした。また、境界等も明確であり、地域との調和要件など問題なく許可相当と判断致しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは事務局よりご説明いたします。</p> <p>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきまして、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>なお、補足ですが、整理番号3番の譲渡人の(有)丸祝温室ですが、代表者の肩書が取締役となっており、代表がついておりませんが、役員が1名しかいないため、代表をつけておりません。松田委員よりご説明がありましたとおり会社名義で所有していた農地を個人名義に変更することです。また、この法人は農地所有適格法人です。農地を所有している法人ではなく、農地を所有することができる法人という意味です。当該法人は事業内容や役員状況等の変更は行わないとのことでしたので、農地所有適格法人の構成要件は満たしましたまとなり、今後につきましては農地を借りて事業を運営することとなると思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

原 田 委 員	整理番号3番の会社から個人に名義変更するとのことですが、面積は799m ² と少ないですが税制上の経理等がそれで変わってくるのですか。
事 務 局	税制上のこととは詳しくありませんが、一般的に考えると会社で所有していた方が優遇は受けられると思います。ただ、以前譲受人と話した際に、税の申告等の処理を簡略化したいととても強く願っておりました。申請の際にも窓口で優遇制度等の話もしましたが、それでも個人名義に変えたいというご意向であり、申請するにあたっての問題もありませんでしたので申請書を受理した次第です。以上でございます。
原 田 委 員	理解しましたが、この法人はかなりの面積を耕作されていますので、たったこれだけの面積を名義変更しただけで負担軽減になるのかと疑問に思ったところでした。 また、お願いですが農地所有適格法人について、簡単でいいので説明資料をつけてもらえると私たちも理解し易いと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	他にご意見はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして議案第158号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。それでは議案第158号、農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、10年の賃借権又は使用賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。

議長	<p>続きまして、議案第 159 号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について、安藤委員が欠席のため、甲斐信良農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
甲斐（信） 推進委員	<p>推進委員の甲斐です。整理番号1番についてご説明致します。所在は北川町長井、畠が1筆、面積は 253 m²です。申請人は北川町在住の方です。理由は駐車場です。</p> <p>8月 22 日に申請人、安藤委員、私、事務局、県の担当者で現地調査を行いました。図面を見ていただきますとわかりますように、地区の幹線道路に面した農地で、現地もきれいに利用されておりました。隣接者の同意は申請人がきちんと説明して承諾を得ているとのことでした。申請地は自宅から数十m離れておりますが、問題ない程度の距離かと思われます。駐車場を作りたい一番の理由としましては、現在申請人は夫婦と申請人の母の3人で生活しておりましたが、近々息子夫婦と同居する予定があり、駐車場が不足するためであるとのことでした。整備にあたっては隣接農地への配慮を十分するとのことでしたので、周辺農地の営農への支障はないと思われます。以上、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号 1 番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお申請地周辺には家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。
松田（宗）委員	<p>続きまして、議案第 160 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号3番、松田です。整理番号1番についてご説明致します。所在は細見町、畠が1筆の 21 m²です。譲渡人、譲受人ともに細見町在住の方です。理由は進入道です。</p> <p>8月 22 日に譲渡人、私、酒井推進委員、事務局、県の担当者と現地調査を行いました。図面を見ていただきますとわかりますように、申請地のすぐ上が譲受人の自宅です。理由は駐車場と自宅への進入路の接続部分が狭いため、その部分を1m広げて出入りし易いようにならざることでした。申請地の周辺は農地として使用しているところもありませんでしたので、営農への支障はないものと思われます。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致しま

	す。
片 伯 部 委 員	<p>委員番号 17 番、片伯部です。整理番号2番についてご説明致します。所在は方財町、畠が1筆の 171 m²です。譲渡人、譲受人ともに方財町在住の方です。理由は駐車場です。8月 22 日に譲受人、事務局、県の担当者と私、横山推進委員で現地調査を行いました。次のページの地図を見ていただくとわかりますように、申請地の向かいの家の駐車場として利用したいとのことでした。申請地は畠として利用されていた様ですが、現在は何も作っておらず休耕地となっていました。境界も明確であり、譲受人も周辺に迷惑が掛からないようにきちんと整備するとのことでした。周辺は農地がなく、営農への支障はないものと思われますので、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず、整理番号1番につきましては、周辺に農地が広がっておりますが、現地調査の結果、申請地は高台に位置し、道路とは約5m程の高低差があつて農業機械の横断が困難な区域で、周辺農地との一体的利用が難しいことから、生産性の低い第2種農地と判断され、立地基準に問題ないと判断いたしました。議案書には第1種と記載してありますが、第2種農地に修正をお願い致します。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、申請地周辺は住宅地が多く生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。
	続きまして、議案第 161 号 非農地証明願いについて提案致します。
	整理番号1番について、委員番号 11 番 矢野光一委員より説明をお願いします。
矢野(光) 委員	<p>委員番号 11 番、矢野です。整理番号1番についてご説明致します。所在は北川町白石、畠が1筆の 370 m²です。申請人は北川町在住の方で、申請理由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>7月7日に申請人、事務局2名、私、赤木推進委員、黒田推進委員の6名で現地調査を行いました。この農地は山の斜面に面しており、農地の中にも傾斜や段差があります。また、写真を見るとわかりますように、大きな木が何本も自生しており、将来的に農地として利用することは困難であると判断致しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願いします。
原 田 委 員	委員番号 18 番の原田です。整理番号2番についてご説明致します。所在は大峠町、畠1

	筆、面積は 122 m ² です。申請理由は、農地法施行以前から農地以外の土地であるということです。
	8月22 日に私、久富推進委員、梅田推進委員で現地調査を行いました。図面にありますように、宅地への乗り入れ通路、また奥は宅地の一部として利用されております。農地法施行以前からこのような形態として宅地として使われていたと思われます。付近は住宅が連なっており、非農地としても問題ないと判断致しました。皆様のご審議をお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。
委員	(举手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 99 号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、2件の届出があり、畠が3筆、630 m ² の転用となっております。
	次に報告第 100 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。
	議案書に記載しております。16 件の届出があり、田が 14 筆の 5,270.96 m ² 、畠が 5 筆の 1,042 m ² 、合計 19 筆の 6,312.96 m ² の転用となっております。
	次に、報告第 101 号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。
	議案書に記載しております。3件の届出があり、田が7筆の 9,360 m ² 、畠が1筆の 500 m ² 、合計 8 筆の 9,860 m ² の合意解約となっています。
	次に、報告第 102 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。
	議案書をご覧ください。今回は3件の届出があり、田が 23 筆の 12,682 m ² 、畠が 13 筆の 3,197.08 m ² 、合計 36 筆の 15,879.08 m ² となっています。
	内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、字図上所在が確認できなかった土地、ならびに現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。
	最後に、報告第 103 号、農地の賃借料情報の提供について説明致します。
	農地法第 52 条で農業委員会は農地の農業上の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっています。議案書に記載されている表は、令和3年1月から令和3年 12 月までに農地法第3条や農用地利用集積計画で締結、公

	<p>告された賃借料を集約したものです。</p> <p>田と畑の部に分けて旧延岡市地区と三北地区の4地区に分けております。さらに田の部は、基盤整備区域と未整備地域に分けております。表の右側にあるデータ数は筆数となっています。</p> <p>なお、本市の賃貸借は大半が物納のため、60 kg当たりを 15,000 円で換算しております。金額については表中のとおりで、情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
片伯部委員	60 kgあたり 15,000 円とありますが、これは何を基準にしているのですか。今現在この値段なのですか。
事務局	農地法3条での賃貸借、中間管理事業での賃貸借ではこちらの換算式を利用しております。今現在の賃料と見合っているのかという点は検討する必要があると思いますが、現在はこの基準で換算しております。
片伯部委員	借りる方としては、農地の所有者が作れなくなった農地を作ってくれと言われることが段々増えてきており、そういう農地を引き受けるときに実情より高い金額だと費用が高くなってしまうので、適正な設定をして欲しいところです。
事務局	検討していくたいと思います。
議長	私からも1点質問したいのですが、田の延岡地区の最低額について、基盤整備地区が 1,000 円、未整備地区が 3,500 円となっており、未整備地区の方が高くなっていますがこれはどうしてなのか。
事務局	整備している地区でも耕作条件の悪い土地で賃料が低くなっているのだと思われます。
議長	他にございませんか。
事務局	無いようなので、次に協議第 36 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは、協議第 36 号、農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 158 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の整理番号 1 番から 18 番まで全部が個別案件での集積計画となっております。 今回の配分計画では、3 人の出し手から計 18 筆、25,403 m ² の農地を、個人 1 人と 1 法人に配分する計画となっています。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
	次に「その他」ですが、何かございませんか。

松原推進委員	<p>2点質問があります。1点は、農地を取得するときに、他人に貸している農地があつたら取得できないので、その賃貸借契約を一旦解約して新たに農地を取得するケースがあると思います。今回の議案の中でも農地を会社名義から個人名義にするという案件で、譲受人が貸していた農地があつたので解約していますが、農地取得後にまた借りるというのは、非常に無駄だと思うのですが、なぜこのようなことになっているのか。国が集積と言っているのに、無駄な事務が増えるばかりではないのでしょうか。これの見直しの可能性はないのでしょうか。</p> <p>もう1点は、今年の春あたりに閣議決定された下限面積の要件の撤廃ですが、これが地域に降りてくるまでのスケジュールを教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず1点目の質問についてご回答致します。農地法3条調査書をご覧いただきたいのですが、農地法第3条第2項第1号に全部効率利用という項目がございます。この内容は、新たな農地取得、権利設定をする場合に、その申請者が耕作に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められなければ、許可相当とならない、というものです。自分の農地をすべて耕作した上で、それでも不足する場合には新たな農地取得、権利設定を認めるということです。このことから、他人に貸している農地があつた場合にはその権利設定について合意解約をした上で申請してもらうことになります。</p> <p>合意解約した農地については、農地取得後に再度賃借権等の権利設定を行うことができますので、松原推進委員がおっしゃられたように、また借りるなら解約する作業が無駄ではないかというご指摘もあるかと思いますが、農地法に規定されておりますので、合意解約は必要な手続きとなっております。</p>
松原推進委員	<p>農地のシャッフル化など、国が進めている農地集約に関する事業は、農地を貸す場合もあり、この農地法第3条第2項第1号が現在の実態に即していないと思います。集約に関する賃借を行う場合ならばこの項目を適用しないという形で一言条文に付け加えればいい話だと思うのですが、そういった要望などは出でていないですか。</p>
事務局	<p>要望は把握しておりませんが、いま松原推進委員からいただいた要望等は、国との意見交換や、情報提供依頼があった場合には、意見としてあげてきましたと考えております。</p>
松原推進委員	<p>続きまして2点目の質問についての回答ですが、新規参入者の下限面積の緩和についてだと思いますが、確かに今年の5月か6月頃に農地法の法改正が行われております。農地法上、下限面積というものが設けられておりまして、北海道を除く都府県は 50aとされており、尚且つこれとは別に、地域の実情に合わせて引き下げることのできる別段面積というものが各自治体において設定できるようになっており、延岡の場合 30aとなっております。法改正によりこの下限面積が撤廃されることになっております。ただ、法改正は行われましたがまだ施行されておりません。1年以内には施行されることになっておりますので、予定ではございますが来年の4月、5月頃に施行となると考えられ、そういうスケジュールだと思います。新たな農地法が施行されますと、30aという下限面積が撤廃されますので、新規参入者が農地を取得し易い環境となると思われます。以上です。</p>
松原推進委員	<p>法改正が施行されると、今までの農家の概念が大きく変わっていくので、施行前に農業委員会で勉強会をして共通理解をしていた方がいいと思うのですが。</p> <p>6次化が立派な農業であると、国がようやく兼業農家を認めてくれたのだと私は思っています。勉強会をして多くの人がこの法改正がどういう意味を持っているのかを理解して、一人でも多くの人が農地に関わりあって暮らしを立てていければ、この延岡市がもっともっと豊かな地域になるのではないかと思いますので、ぜひとも勉強会についてご検討いただければと思っています。以上です。</p>

事務局	ありがとうございます。ご提案がありました勉強会については、今松原推進委員が言われた趣旨も踏まえまして、どういった形でできるかを検討していきたいと考えております。
議長	他にございませんか。
松田(宗)委員	勉強会の話が出ましたので発言させてもらいます。前の局長に提案していたのですが、国会議員の江藤拓さんが総合農政調査会長になったので、彼をこちらに呼んで意見交換会をして欲しいと要望をあげておりました。農林水産大臣の発言は必ず調査会を経ていますので、その会長に直接意見を聞いてもらうのが一番いいと思います。松原推進委員が言われたように、現在の法令は様々な矛盾がありますので、そういう意見をぜひ聞いてもらいたい。農業者の現場の意見を直接吸い上げることで日本全体の農政が良い方向に向くのではないかと思います。
議長	国会議員を呼ぶとなると、調整等大変だと思いますし、コロナ禍の状況下でイベントの中止、自粛もございますので、そういう状況をみながら検討していく必要があると思います。
事務局	今議長からありました様に、コロナ禍の状況ですので、会長や皆様方の意見も踏まえながら開催について検討していきたいと考えております。
松田(宗)委員	祝子町で鹿の被害が大変なことになっています。獣友会に依頼したり、林務課に防護ネットをお願いしたりと色々対策を練っているのですが、なかなか被害が収まらない状況です。もう来年は作らないという農家も出てきています。現場が大変な状況であるというのを把握していただいて、もっと柔軟に対応できるようにしていただきたい。そうしないと、耕作放棄地がますます増えると思います。以上です。
事務局	確かに鳥獣害の問題、各地区非常に深刻な状況であると思います。直接の担当課は林務課となっておりますが、必要に応じて農業委員会も連携しながら対応していきたいと考えております。
議長	では、事務局より連絡事項についてお願い致します。
	(事務局より説明)
	以上を持ちまして第26回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

9番 高橋正二

12番 星川千鶴代

